

Q・019

補聴器や人工内耳を購入する
際、どのような補助が受けられ
ますか？



〈補聴器〉

身体障害者手帳（※）を持っていれば、補聴器を購入する際、「障害者総合支援法」の「補装具費支給制度」を利用することができます。支援法対応の補聴器であれば、利用者の負担は1割です。（所得等により、月額自己負担上限が設定されています。）手順は以下の通りです。

- ①市役所、町村役場の障害福祉課に相談する。
- ②指定医に「意見書」を作成してもらう。
- ③障害福祉課に「申請書」「意見書」を提出する。
- ④購入販売店を決める。
- ⑤補聴器を選ぶ。

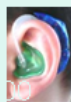
〈指定医については、お住まいの福祉事務所でご確認ください。〉

補聴器購入基準価格（総合支援法による）

名称	価格
高度難聴用耳かけ型	¥ 43,900
重度難聴用耳かけ型	¥ 67,300
耳あな型（オーダーメイド）	¥ 137,000

イヤモールド基準価格：¥9,000

補聴器調整料（1台）：¥2,000



加算額（業者が材料仕入れ時に負担した消費税相当額）：6%



重度難聴用耳掛け形補聴器2台、イヤモールド2つを購入する場合を計算してみましょう

重度難聴用耳掛け形補聴器は 67,300円

イヤモールドは 9,000円

両耳（2台）だから

$(67,300円 + 9,000円) \times 2 = 152,600円$

これに加算額6%がかかるので

$152,600円 \times 1.06 = 161,756円$

これに調整料2000円2台分がかかるので

$161,756円 + (2,000円 \times 2) = 165,756円$

自己負担は1割だから、支払う額は

$165,756円 \times 0.1 = 16,575円$

支援法の制度を利用して購入した補聴器については、修理も支援法の対象となります。

補聴器の購入費は、5年ごとに支給されます。18歳以上は原則1台の支給となります。計画的に購入するとよいでしょう。

誕生日前までに購入すれば、両耳支給



18歳以上であっても、仕事上の事情等、どうしても必要な理由があれば両耳支給される場合があります。

聴力の状態等により、支援法対応でない補聴器（高額な補聴器）の購入を希望する場合、医師と市町村が特別に認めた場合に限り、支給基準額以上の金額が支給されることがあります。

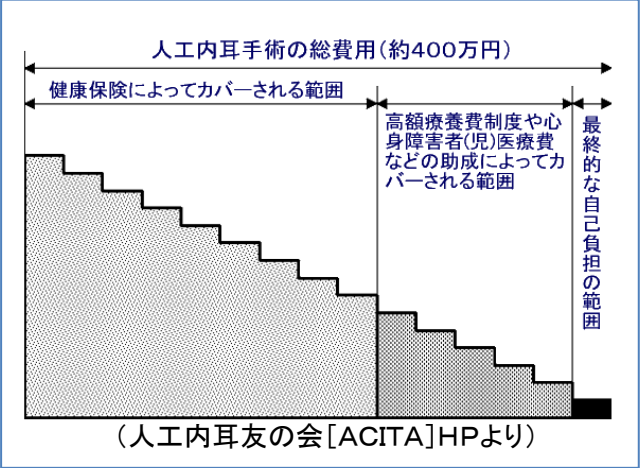
群馬県と県内市町村では、身体障害者手帳を持っていない子どもさんのために「難聴児補聴器購入支援事業」を行っています。詳しくは、Q006をご覧ください。

〈人工内耳〉

人工内耳は、医療機器です。福祉の対象ではありません。

人工内耳の手術の際にかかる、手術費、

機器購入費は医療費となります。総費用はおよそ400万円ほどですが、「健康保険」「子ども福祉医療費補助」「高額療養費制度」「自立支援医療制度」「県福祉医療費支給制度」などの医療費の補助により、ほとんどの費用をカバーすることができます。



また、部品によっては破損した場合に健康保険の給付対象となるものがあります。

健康保険の給付対象となる部品の例



- ・送信コイル
- ・送信ケーブル
- ・マグネット

人工内耳は補聴器と違い、5年ごとの購入費の支給はありません。買い換えは自己負担となります。不注意による故障等で買い換える場合も自己負担です。

片耳でおよそ100万円以上と、大変高額の負担となるため、「動産保険」に加入する方もいます。自動車保険のようなものと考えるとわかりやすいでしょう。人工内耳のメーカーにより引き受け保険会社が変わります。詳しい内容については、かかりつけの病院で確認するとよいでしょう。

メーカー保証で修理可能な場合もあります。また、修理不能な場合、健康保険の適用となる場合があります。

令和2年より、スピーチプロセッサの修理費用が支援法の補助の対象となりました。窓口は、市町村の障害福祉課です。ただし、「動産保険」に加入していると補助の利用ができないことがあります。

それぞれの生活状況等をふまえ、どのような選択が適しているか、担当医師等とよく相談するとよいでしょう。

支援法の修理費用支給対象となる音声信号処理装置(スピーチプロセッサ)の例



・インプラント・マイクロホン・送信コイル・ケーブル・マグネット・電池は支援法の対象外です。

※参考 身体障害者手帳

障害者 程度等級	判定基準
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上
3級	両耳の聴力レベルがそれぞれ90dB以上
4級	①両耳の聴力レベルがそれぞれ80dB以上 ②両耳による普通話声の語音明瞭度が50%以下
6級	①両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上 ②一側耳の聴力レベルが90以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上

